

1 立教大学体育会憲章

前文

立教大学の学士課程教育の理念は、本学建学の精神である「Pro Deo et Patria（神と国のために）」にもとづき、「普遍的なる真理を探究し」（Pro Deo）、「私たちの世界、社会、隣人のために」（Pro Patria）働くことのできる「専門性に立つ教養人」を育成することである。

立教大学体育会は、正式な自治組織として位置づけられており、その活動は、正課教育とともに大学教育の両輪をなす正課外教育の一翼を担う活動として、立教大学の学士課程教育の理念を具現化することが期待されている。

スポーツ活動は、心身の鍛錬と技術の練磨によって高度なパフォーマンスの達成と人間の美を創造する身体文化である。この意味において、競技スポーツにおける選手たちの極限への挑戦は、先端的な学術研究や芸術活動と共通する大きな意義のある文化的行為であり、見る人にも大きな感動や活力を与えるものである。

スポーツ活動はまた、競争性を特質の一つとしているが、結果による優劣にその本質があるのではない。競争に向けて真摯に自己鍛錬と技術向上に精励すること、そして相手との真剣な競争と技術の交わりを通して、技術を高めあう同士として相互に健闘をたたえ、勝敗を超えて相互に尊敬する深い心の関係性を築くことにこそ、その本質がある。日々のその繰り返しのなかで自己鍛錬と克己、そして深い人間理解と相互信頼が獲得され、スポーツによる人格の陶冶が達成できるのである。

本学体育会は、学士課程教育の理念とスポーツ活動の意義を踏まえ、文武両道を旨とするスポーツ活動を通じて、肉体と意思と知性の全人的な資質を高めるとともに、他者との交わりを通じて友情と連帯を深め、フェアプレーの精神と互敬性に基づくスポーツパーソンシップを有するスポーツ教養人の育成を目的とする。

本憲章はこうした本学体育会の目的を前提に、大学におけるスポーツ活動の役割や体育会に所属する学生の適格性等を掲げて、体育会関係者・団体の共通理解に資するものである。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 立教大学体育会（以下「体育会」という。）は、立教大学におけるスポーツ活動の役割、体育会に所属する学生（以下「体育会員」という。）および体育会各部の活動（以下「部活動」という。）の基本原則として、立教大学体育会憲章（以下「本憲章」という。）を定める。

第2章 学生スポーツの基本原則

(立教大学における学生スポーツの基本原則)

第2条 立教大学における学生スポーツの基本原則は以下のとおりとする。

- (1) 学生スポーツは、教育の一環であり、平和で民主的な人類社会の形成者として必要な資質を備えた人間の育成を目的とする。
- (2) 学生スポーツは、学業を重んじ、スポーツ活動との両立を徹底する。
- (3) 学生スポーツは、フェアプレーによる勝利をめざし、自己鍛錬に努めるとともに真の友情、連帯を育み、もって人格の陶冶を図る。
- (4) 学生スポーツは、所属する選手を政治的に利用しない。
- (5) 学生スポーツは、一切の暴力を排除し、いかなる形の差別をも認めない。
- (6) 学生スポーツは、アンチ・ドーピングの教育、啓発、対策への取り組みを推進する。
- (7) 学生スポーツは、選手の健康を維持・増進させる施策を奨励・支援し、スポーツ障害予防への取り組みを推進する。

第3章 体育会員に関する基本原則

(体育会員の権利と義務)

第3条 すべての学生は、本憲章に基づき等しく体育会活動に参加する権利を有し、人種、信条、性別、出生、社会的身分、経済的地位、しょうがいの事情などにより差別されてはならない。

- 2 体育会員は、学生として正課教育を受ける権利が保障される。
- 3 体育会員は、本憲章を遵守する義務を負う。

(次ページにつづく)

(体育会員の行動規範)

第4条 体育会員の行動規範は以下のとおりとする。

- (1) 建学の精神に寄与し、他の学生の模範となるよう行動する。
- (2) 学業とスポーツ活動の両立を行う。
- (3) スポーツを愛し、自発的に行動する。
- (4) 競技規則はもとより、自らの所属する団体の規則を遵守し、フェアプレーに終始する。
- (5) 社会規範を尊重し、法令を遵守して行動する。
- (6) 常に相手を尊重しつつ、自己の最善を尽くす。
- (7) 自らの部だけではなく、自治組織としての体育会の活動に寄与し、他部に所属する体育会員との交流を行う。
- (8) アンチ・ドーピングに関する規程を遵守する。
- (9) スポーツを行うことによって、自ら物質的利益を求めない。
- (10) スポーツによって得た名声を、自ら利用しない。
- (11) スポーツに参加する者は、つねに安全に配慮して行動しなければならない。

(体育会員の学業とスポーツ活動における適格性)

第5条 体育会員は学業を本務とし、学業とスポーツ活動の両立に努める。

- 2 体育会員は4年間での卒業を前提に、各学科の卒業要件単位数の1/4に在籍年数を乗じた単位数以上を修得しなければならない。

(体育会員の学業におけるサポート体制)

第6条 体育会員の学業におけるサポート体制は以下のとおりとする。

- (1) 体育会員の学業とスポーツ活動の両立支援については、「学業・スポーツ活動両立支援委員会」が担う。
- (2) 体育会員に対して、体育会各部の部長は「学業とスポーツ活動の両立アドバイザー」の役割を担う。

(監督・コーチとの関係)

第7条 体育会各部の監督・コーチ（以下「指導者」という。）は、体育会員に技術を指導し、スポーツを理解せしめ、その心身の健全なる育成を行う。

第4章 報道に関する基本原則

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与することについて)

第8条 体育会員は、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などの体育会活動に関する報道に協力することができる。

- 2 体育会員は、体育会活動に関与している事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する場合は、報酬を得てはならない。
- 3 体育会員は、報道目的以外の取材に対し、体育会活動に関与している事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する場合には、文書の届出により体育会長の承認を得なければならない。

第5章 倫理に関する基本原則

(身体的・精神的暴力行為について)

第9条 体育会員、部長および指導者は、身体的・精神的暴力行為について以下を遵守すること。

- (1) 組織の運営またはスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。特に指導的立場にある者は、体育会員への指導の際、暴力行為と受け取られるような行いには十分留意すること。
- (2) スポーツを行う際または指導する際に問題解決の手段として、暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。
- (3) スポーツを行う際または指導する際に、直接関係のない個人的な話（容姿、異性関係についてのうわさなど）が精神的暴力行為になる可能性のあることを認識すること。
- (4) 納会等の席で、酒の無理強いや酌の強要は厳に慎むこと。

(次ページにつづく)

(身体的および精神的セクシュアル・ハラスメントについて)

第10条 体育会員、指導者は、身体的および精神的セクシュアル・ハラスメントについて以下を遵守すること。

- (1) 安易に性的言動、表現を行うことは、厳に慎むこと。
- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快を感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せず相手に対して「不快である」旨を、はっきりと意思表示すること。

(アンチ・ドーピングおよび薬物乱用防止について)

第11条 体育会員、指導者は、アンチ・ドーピングおよび薬物乱用防止について以下を遵守すること。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品などによっては、ドーピングの対象薬物が含まれている場合もあるため、体育会員および指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 麻薬や覚せい剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

(20歳未満の者の飲酒・喫煙について)

第12条 体育会員、指導者は、20歳未満の者の飲酒・喫煙について以下を遵守すること。

- (1) 20歳未満の者に対して、飲酒・喫煙を勧める行為は、絶対に行わない。
- (2) 20歳未満の体育会員は、他者からの勧めがあっても絶対に飲酒・喫煙しない。

(喫煙について)

第13条 20歳以上の体育会員の喫煙は、健康を損なうだけでなく、パフォーマンスの低下を引き起こす要因となるなど、その害悪を充分認識し、行わないことが望ましい。

(経費処理について)

第14条 体育会員、指導者は、経費処理について以下を遵守すること。

- (1) 体育会各部の経理規程に則り正しい経理をするとともに、監事並びに外部監査人による監査体制を確立しておくこと。
- (2) 大学や連盟からの奨励金や援助金等の取り扱いについては、その目的および経費要項等を遵守の上、適正な経費処理を行い、決して他の目的に流用しないこと。

第6章 部活動の基本原則

(正課教育と部活動との調和)

第15条 部活動は、体育会員の教育を受ける権利を妨げてはならず、かつ体育会員の健康を害するものであってはならない。

- 2 体育会各部は、前項の目的を達するために、部活動の時期、時間、場所、内容などについて配慮しなければならない。この場合、原則として1週間に最低1日は部活動を行わない日を設ける。

(体育会各部が受ける寄付または援助、金銭等)

第16条 体育会各部が受ける各種金銭について以下を厳守すること。

- (1) 体育会各部は、立教学院の管理下においてのみ、部の運営のための寄付または援助を受けることができる。
- (2) 体育会各部は、寄付または援助を体育会各部の運営費のために支出することができる。
- (3) 体育会各部および体育会員は、部に関係する団体、個人、企業等から、対価、褒賞を受けることができる。

第7章 憲章の解釈と改正手続き

(立教大学体育会憲章の解釈)

第17条 本憲章の解釈に関して疑義を生じたときは、体育会長がこれを決定する。

(立教大学体育会憲章の改正)

第18条 本憲章は、体育会部長会の提案に基づき、体育会総会の議決によらなければ、これを改正することができない。